

地方創生関係の国等の動きについて

- 地方創生を巡る主な動き 1
- 地方創生の推進について（九州地方知事会）..... 4
- 地方創生の第2ラウンドへの提言（全国知事会）..... 10

地方創生を巡る主な動き

年月日	国の動き	全国知事会、九州地方知事会等の動き	大分県の動き
26. 11. 10 11. 11 11. 21	「まち・ひと・しごと創生法」成立	第144回九州地方知事会議 第26回九州地域戦略会議 （「地方創生 九州宣言」採択）	県と市町村の意見交換会 「大分県まち・ひと・しごと創生本部」の設置決定
12. 25 12. 27	「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」閣議決定	九州地域戦略会議 地方創生4PT設置	
27. 1. 20			第1回大分県まち・ひと・しごと創生本部会議
2. 3 2. 6	26年度補正予算成立 （総額 約3兆5,000億円、うち地方創生先行型交付金1,700億円）		第2回大分県まち・ひと・しごと創生本部会議
3. 3	政府関係機関の地方移転に係る提案募集開始（締切8月末）		26年度補正予算 （地方創生先行型交付金 県 14.4億円 市町村 10.8億円）
4. 9	27年度当初予算成立 （まち・ひと・しごと創生事業費1兆円を地方財政計画の歳出に計上）		
5. 21		全国知事会が地方創生担当大臣等へ「地方創生から日本創生への提言」を提出	
6. 1 6. 4 6. 5 6. 11 6. 19 6. 30	改正地域再生法成立 （企業の地方拠点強化の促進税制） 「経済財政運営と改革の基本方針2015」 「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」 閣議決定	第145回九州地方知事会議 第27回九州地域戦略会議 （「地方創生の推進について」採択、連携取組12事項を決定） 地方創生担当大臣等へ提言書を提出	第3回大分県まち・ひと・しごと創生本部会議 地方創生担当大臣等へ提言書を提出
7. 3 7. 28		全国知事会議 （「地方創生宣言」「地方創生行動リスト」「国への緊急要請」採択）	第4回大分県まち・ひと・しごと創生本部会議
8. 4 8. 31	「地方創生の深化のための新型交付金の創設等について」本部決定		「政府関係機関の地方移転提案書」提出

年月日	国の動き	全国知事会、九州地方知事会等の動き	大分県の動き
H27. 10. 1 10. 7 10. 28		第28回九州地域戦略会議 (JEWELSプランとりまとめ)	第5回大分県まち・ひと・しごと創生本部会議 「大分県人口ビジョン」「まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」策定
11. 6 11. 10 11. 27		九州地域戦略会議「地方創生の推進に関する提言」 全国知事会議 (「地方創生実現のための緊急決議」「地方創生行動リスト(改訂版)」採択)	地方創生上乘せ交付金採択 (県 2.0億円 市町村 3.9億円)
12. 16 12. 24	与党税制改正大綱決定 (「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」の創設) まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)閣議決定 28年度当初予算案閣議決定 (地方創生推進交付金1,000億円)		
28. 1. 20	27年度補正予算成立 (地方創生加速化交付金1,000億円)		
2. 9			第6回大分県まち・ひと・しごと創生本部会議
3. 22 3. 29	「政府関係機関移転基本方針」本部決定 (日本語パートナーズ事業に係る一部機能の大分県移転決定) 28年度当初予算成立 (まち・ひと・しごと創生事業費1兆円を地方財政計画の歳出に計上)		地方創生加速化交付金(1次)交付決定 (県 6.4億円 市町村 7.1億円)
4. 20	改正地域再生法成立 (地方創生推進交付金・地方創生応援税制・生涯活躍のまち制度の法定化)		
5. 25		第147回九州地方知事会議 (「地方創生の推進について」採択)	
6. 2	「経済財政運営と改革の基本方針2016」 「日本再興戦略2016」 「ニッポン一億総活躍プラン」 「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」 閣議決定		
7. 11 7. 28		全国知事会議 (「地方創生の本格実現のための特別決議」採択)	第7回大分県まち・ひと・しごと創生本部会議
8. 2	「未来への投資を実現する経済対策」閣議決定 (地方創生拠点整備交付金900億円)		地方創生推進交付金(1次)採択 (県1.0億円 市町村1.0億円) 地方創生加速化交付金(2次)採択 (県0.1億円 市町村2.5億円)
10. 24		第148回九州地方知事会議 (「地方創生の推進について」採択)	
11. 25 11. 28		全国知事会議 (「地方創生に資する人材育成・確保等に関する緊急決議」採択)	地方創生推進交付金(2次)採択 (市町村0.3億円) 地方創生加速化交付金(3次)採択 (県0.4億円)
12. 22	まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)閣議決定 29年度当初予算案閣議決定 (地方創生推進交付金1,000億円)		

年月日	国の動き	全国知事会、九州地方知事会等の動き	大分県の動き
29. 2. 3 2. 23			地方創生拠点整備交付金（1次）採択 （県8.3億円 市町村3.1億円） 第8回大分県まち・ひと・しごと創生本部会議
4. 28			地方創生推進交付金（H29 1次）採択 新規分（県2.4億円 市町村1.1億円） 地方創生拠点整備交付金（2次）採択 （市町村 1.4億円）
5. 23		第149回九州地方知事会議 （「地方創生の推進について」採択）	
6. 2 6. 9	「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（地域未来投資促進法）交付 「経済財政運営と改革の基本方針2017」 「未来投資戦略2017」 「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」 閣議決定		
7. 27		全国知事会議 （「地方を支える人づくりのための緊急決議」採択）	
9. 29			地域未来投資促進法に基づく大分県基本計画 国による同意（経済産業省）
10. 11 10. 31		第150回九州地方知事会議 （「地方創生の推進について」採択）	第9回大分県まち・ひと・しごと創生本部会議
11. 24		全国知事会議 （「地方における「人づくり革命」・「生産性革命」に関する提言」採択）	
12. 8 12. 22	まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）閣議決定 29年度補正予算閣議決定 （生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金 600億円） 30年度当初予算閣議決定 （地方創生推進交付金 1,000億円） （地方大学・地域産業創生事業 100億円） など		地方創生推進交付金（地域経済牽引事業分）採択 （県 0.15億円 市町村 0.02億円）
30. 2. 28			第10回大分県まち・ひと・しごと創生本部会議
3. 9 3. 29			地方創生拠点整備交付金（1次）採択 （県0.6億円 市町村1.5億円） 地方創生推進交付金（H30 1次）採択 （県5.6億円 市町村4.9億円）
5. 22		第151回九州地方知事会議 （「地方創生の推進について」採択）	
6. 15	「経済財政運営と改革の基本方針2018」 「未来投資戦略2018」 「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」 閣議決定		
7. 27		全国知事会議 （「地方創生の第2ラウンドへの提言」採択）	
8. 3			地方創生推進交付金（H30 2次）採択 新規分（市町村0.6億円）

地方創生の推進について

九州・山口地域は、かねてより「九州はひとつ」の理念のもと、官民が一体となって、地域全体の発展につながる取組を進めている。

人口減少・少子高齢化が最大の課題となる中、国と地方が総力を結集して地方創生に向けた取組を加速させていくことが求められている。

この国家的課題に対して、九州・山口地域は、合計特殊出生率が高く、人口移動の約半分が圏域内にとどまるという強みを持っている。また、合計特殊出生率はすべての県において全国平均を上回っており、全国上位10県のうち7県を九州・山口地域で占めている。加えて、成長著しいアジアに近接する地理的優位性も有している。

我々は、これらの特性を活かし日本の創生をこの地から先導する決意のもと、27年10月に「九州創生アクションプラン」を策定し、しごとの場づくりや働き方改革、教育環境づくり、出産や子育て支援、安心安全な暮らしづくりなど、官民連携した取組を強力に推進している。

特に、観光振興については、九州観光推進機構を設立し、アジアを中心に積極的なプロモーション等を展開してきた。その結果、昨年の九州・山口地域からの入国外国人は6年連続で過去最高を更新する等、大きな成果を挙げ、アジアの成長と活力を呼び込む玄関口「ゲートウェイ九州」としての存在感を高めている。

国においては、人口減少・少子高齢化をできる限り緩やかにし、地方への人の流れを本格化させるため、構造的課題の解決に主体的に取り組むなど、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられた具体的な政策の実現を強力に推進するとともに、「地方版総合戦略」や「九州創生アクションプラン」の実現に向けた地方の取組を支援するよう求める。

1 構造的課題の解決に向けた取組の強化

(1) 東京一極集中の是正

人口減少や地方の疲弊の原因と言われ、我が国の構造的課題となっている東京一極集中は、地方創生の取組が進められている中でも歯止めがかからず、むしろ加速している。速やかにこれを是正するため、企業・大学・研究機関・政府関係機関等の地方移転や移住定住政策の加速など、地方への新しいひとの流れをつくる取組を強力に推進すること。

特に、大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、地方への大学移転を促進する特別な財政措置を講じるとともに、東京圏の学生等の地方への還流を促す関連施策の充実を図ること。

また、中央省庁の地方移転については、「政府関係機関移転基本方針」等に沿って、移転が真に地方創生に資するものとなるよう、国が責任を持って必要な環境整備を行うなど、具体的な取組を早急かつ円滑に進めること。研究機関・研修機関等についても、「地方移転に関する年次プラン」に基づく取組を着実に進めること。

(2) 少子化対策の抜本的な強化

若い世代の希望を叶えるため、出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に対応した切れ目ない支援に取り組むに当たって必要な安定的・恒久的な財源を措置し、総合的な少子化対策を強化すること。

特に、国が最優先課題と位置付けている待機児童問題の解消に向け、保育所の整備や保育士の確保等、保育の量的・質的充実を図るとともに、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、未就学児に限らず、すべて廃止し、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

(3) 「人づくり革命」への対応

昨年12月に閣議決定された「新たな経済政策パッケージ」においては、「人づくり革命」として、幼児教育や高等教育の無償化などが掲げられているが、地方への影響も大きいことから、その意見を聞きながら進めること。

特に、安定的な産業人材の確保に向け、大学における若者の地元定着のためのCOC+（プラス）事業をはじめ、地域内の進学者確保やリカレント教育に取り組む大学を支援する私立大学等改革総合支援事業等、高等教育改革に向けた取組を強化すること。

(4) 地方でのしごとの場づくりに向けた取組の強化

地方において魅力ある働く場を確保するためには、大企業の本社機能等の移転や、地域経済の担い手である中小企業・小規模事業者の成長が不可欠であることから、企業の拠点の地方分散、研究開発や設備投資に対する支援等、地方でのしごとの場づくりに向けた取組を強化すること。

また、地方でのしごとの場づくりや働き方改革に資するサテライトオフィスの設置を進めるためにも、過疎・離島等の条件不利地域におけるICT基盤整備等の支援策を拡充すること。

(5) 社会資本の地域間格差の是正

地方創生の推進は、地域間競争の側面もあることから、その前提となる社会資本の地域間格差の是正が必要である。そのため、それぞれの地域の特色ある発展を支える「地方創生回廊」の実現を図るとともに、地方の基幹的公共インフラを早期に整備すること。

(6) 九州地域へのIR導入

地方へのIR導入は、新たな人の流れや雇用を創出するまたとない機会であることから、各地域における理解を前提として地方創生に資するIR導入を進めること。

特に、九州はアジアに近く、上質な温泉地や豊かな自然のほか、多様な文化、歴史など魅力的な観光資源がコンパクトにまとまった地域であることから、地方への導入の最適地である九州地域へのIR導入を行うこと。

なお、制度構築にあたっては、ギャンブル依存症等の弊害への対策を講ずるなど、健全性や安全性が十分確保される制度とすること。

(7) 「明治150年」以降の次世代への継承事業の推進

「明治150年」関連施策によって得られた成果を生かし、一過性のものとすることなく、明治以降の歩みを次世代に継承する施策を推進すること。

また、地方が実施するこれらの取組に対し、財政措置や支援を行うこと。

2 地方創生に資する地方分権改革等の推進

真の地方創生を実現するには、国の過剰な関与を縮小し、地方の権限と責任を拡大する地方分権改革を進めることが重要であることから、地方創生の実現に向けて必要な規制緩和等に係る提案の実現に断固たる姿勢で取り組むこと。また、国と地方公共団体は対等・協力の関係であることに鑑み、地方公共団体が行う事務処理の自主性及び自立性を十分に尊重すること。

併せて、国の出先機関の地方移管に向けた議論を進めること。

3 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」実現に向けた財源の確保

各地方公共団体において、平成31年度までを対象期間とする「地方版創生総合戦略」を着実に推進できるよう、自由度の高い財源を十分な規模で継続的に確保すること。

特に、地方創生推進交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、対象事業の要件緩和や事務手続の簡素化・合理化等の取組を進めて、事業の円滑実施を図ること。

また、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）をさらに拡充するとともに、それとは別に地方創生推進交付金等に係る地方負担に対する地方財政措置を適切に講ずること。

平成30年5月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞

地方創生第2ラウンドへの提言

(全国知事会)

地方創生第2ラウンドへの提言

全国知事会
平成30年7月

人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたり活力ある日本社会を維持することを目的として、平成26年にまち・ひと・しごと創生法が成立してから4年が経過しようとしている。

これまで、全ての地方公共団体が5か年の総合戦略を策定し、国と車の両輪となって施策全般にわたり地方創生の取組みを進めてきた。

こうした中、地方における訪日外国人延べ宿泊者数は平成29年には5,000万人を超え、農林水産物の輸出額についても平成25年時点と比べて約2,600億円増を記録している。さらに、完全失業率は全都道府県で低下し、有効求人倍率は史上初めて全ての都道府県で1を超えるなど、雇用・所得環境の改善が続いている。

他方で、合計特殊出生率はほぼ横ばいとどまっており、平成29年の出生数は過去最低の94万人を記録し、人口減少及び少子高齢化は一段と進行している。

さらに、東京圏への転入超過は22年連続し、転出入の均衡はおろか、このところ逆に悪化してきている。(平成25年：10万人→平成29年：12万人)

この結果、地方においては、質・量の両面で人材の確保がかなわず、あらゆる分野で深刻な担い手不足が生じ、今後の成長の足かせとなっている。

また、地域別に見ると、人口規模の小さい市町村ほど減少の進行が速まる傾向にあり、地方の中でも人口の地域間格差が拡大している。

こうした中、平成30年7月豪雨災害が発生した。今回のように数十年に一度といわれる大災害が毎年のように発生し、地方創生の基盤が脅かされている。

以上の状況を踏まえ、地方創生は、第2ラウンドとして、次の5か年に向けた戦略を早急に構築しなければならない。

このように国が一貫して取組みを進めることで国民が安心し、その安心感が子どもを産み、育てることにつながる。

このため、政府においては、地方への人の流れの創出等による地方・東京圏の転出入の均衡をはじめとする地方創生の実現に向け、新たな5年間のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するとともに、以下の7点について、別紙のとおり総合的かつきめ細かな施策を早急に実施するよう強く求める。その際、地方が特色ある取組みを進められるように、国家戦略特区をはじめ規制緩和を積極的に進めることも重要である。

1. 移住定住・U I J ターンの促進をはじめとする地方への人の流れの創出
2. 外国人・女性・高齢者の就業支援等による地方で活躍する人材の育成・確保
3. 若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境整備
4. 地域経済を支える産業の稼ぐ力の維持・向上
5. 地方創生を支える強靱な国土づくり
6. 人口減少社会における地方行政体制の検討
7. 地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金等の自由度向上

速やかに実行すべき地方創生推進施策

1. 移住定住・U I Jターンの促進をはじめとする地方への人の流れの創出

(移住定住・U I Jターンの促進)

- ・ 東京圏の若者が地方で就業又は起業する際の移住経費等の直接給付の創設
- ・ U I Jターン希望者が各都道府県の企業等の情報を一括して入手できるようにするための全国規模のマッチングを支援する仕組みの構築
- ・ 地域の生活を支える民間事業への若手人材の派遣を行う法人の認定及び支援制度の創設
- ・ 中山間地域における、二地域居住の推進のための住宅の整備等に対する財政支援

(地域の中核となる産業の振興)

- ・ 「地方拠点強化税制」について、これまでの実績や効果なども踏まえ、より実効性のある制度となるよう、更なる拡充の検討
- ・ 集中移転期間を設定した上での、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国による移転促進交付金（仮称）制度の創設（注：神奈川県は、東京圏を東京23区に限るべきとの意見を表明した。）

(地方大学の振興)

- ・ 地方大学・産業創生法の速やかかつ円滑な執行と、産学官連携による優れた取組みを重点的に支援することとした「地方大学・地域産業創生交付金」の速やかな執行及び来年度の拡充（注：東京都は、東京23区内の大学の定員増の抑制を見直すべきとの意見を表明した。）
- ・ 地方の国立大学の運営費交付金や公立大学における地方交付税措置、私立大学等経常費補助金の充実
- ・ 特色ある地方大学づくりとしては、大学間の再編・統合ありきではなく、地域で活躍する人材の育成の拠点、地域の知的基盤として、多様で質の高い高等教育機会を確保

(政府関係機関の移転)

- ・ 国が主体となった「政府関係機関移転基本方針」の早急かつ円滑な完全実現及び国が責任を持った移転に要する費用負担
- ・ 地方移転を促進するための数値目標を設定してその実現に向けての取組みを行うなど、今後も首都機能分散の一環としての国家戦略の実施

2. 外国人・女性・高齢者の就業支援等による地方で活躍する人材の育成・確保

(外国人の活躍支援)

- ・ 人手不足が懸念される業種（製造業、建設業、卸売・小売、サービス、農林水産業、介護等）を広く対象とした、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材の就労を目的とした新たな在留資格の創設
- ・ 首都圏の大学等で学ぶ外国人留学生に対する地方企業の情報提供やマッチング支援、地方企業の外国人インターンシップ受入支援など、外国人活用に向けた地方の取組みに対する財政支援
- ・ 外国人留学生が就労する際の在留資格の変更について、中小企業についても、大企業と同じ提出資料とするなど手続きを簡素化
- ・ 在留外国人の生活環境整備のための省庁横断的な多文化共生に関する対応方針の策定
- ・ 日本語教室の設置・運営や医療通訳者の育成・配置等、地域への受け入れ環境整備に対する財政支援の拡充

(女性・高齢者等の活躍支援)

- ・ 女性や高齢者、外国人留学生の地方の中小企業等への就業や起業を促進する直接給付の創設
- ・ 地域の実情に応じた女性の活躍の推進に取り組むための「地域女性活躍推進交付金」や仕事と家庭の両立を積極的に行う企業を支援する「両立支援等助成金」の継続的な実施や補助率等の引き上げ、柔軟な運用等の実現
- ・ 「生涯現役促進地域連携事業」の拡充による、多様な主体の参画による、高齢者の就労の促進

3. 若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境整備

- ・ 幼児教育・保育の無償化について、地方公共団体に新たな実質的負担が生じないように、国の責任における着実な推進

- ・ 保育料等の無償化に伴う保育所等の教育・保育給付費の増加分について、その負担を地方に求めないこと
- ・ 放課後児童クラブの利用料や病児・病後児保育利用料について、国の制度として利用料無償化等を実施し、子育て世帯の経済的負担の更なる軽減
- ・ 潜在保育士の就職・再就職支援のための離職時登録制度の法制化や保育士等の処遇の更なる改善
- ・ 真に支援が必要な子供たちに対する高等教育の無償化について、地方公共団体との十分な協議や国による財源の確保

4. 地域経済を支える産業の稼ぐ力の維持・向上

(事業承継の促進)

- ・ 地域おこし協力隊など、地域にゆかりのある人材と後継者がいない企業とを効果的にマッチングする仕組みの構築と、事業承継した移住者の経営準備等に要する経費への財政支援の実施
- ・ 個人事業者の事業承継について、事業用資産に関する相続税及び贈与税の負担軽減措置の実施
- ・ 中小企業の個人事業者が移住者など第三者に対して事業用資産を譲渡・賃貸する際の税負担軽減措置の実施

(海外需要の積極的な取込み)

- ・ 国際観光旅客税については、日本版DMO等の取組みも含め自由度が高く創意工夫を活かした取組みに活用できる交付金として一定割合を地方に配分するなど、地方の観光振興施策の財源に充当できる仕組みの検討
- ・ 地域の観光産業を支える専門人材の育成・確保への財政支援
- ・ 2020年度までとなっている訪日誘客支援空港の支援策の延長及び拡充

(地方における生産性革命の実現)

- ・ 農林水産業の生産現場におけるIoT等の先端技術の導入支援及び先端技術を活用し高い収益を生み出す担い手の育成・確保への支援の充実
- ・ 建設業における生産性、賃金水準、安全性の向上等に資する「i-Construction」について、地方の建設現場への普及・定着を促進するための財政支援の充実
- ・ 介護ロボット導入支援事業の更なる拡充

- ・ 生産性革命の進展に伴う人材の最適配置に必要となる、資格・技能の取得やリカレント教育への支援及び転職促進のためのマッチングシステムの構築
- ・ 第4次産業革命の環境変化に伴い、地方の中小企業が、経営の合理化や業種転換等を行う際の設備投資等に対する支援

5. 地方創生を支える強靱な国土づくり

（「地方創生回廊」の早期実現）

- ・ 地方創生に不可欠な基盤として、高速道路、リニア中央新幹線、整備新幹線等の整備促進、地方空港の機能強化に加えて、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への早期格上げを図ることにより、国土のミッシングリンクを早期に解消し、地方と地方をつなぎ、それぞれの地域の特色のある発展を支える「地方創生回廊」の早期実現
- ・ 「地方創生回廊」の早期実現に必要な予算総額の確保と、地方負担に対する財政措置

（災害予防・事前復興に資する国土強靱化の推進）

- ・ 水害等の頻発化・激甚化や南海トラフ地震や首都直下地震の発生等の備えとして、地方創生を支える道路・河川・砂防・港湾・下水道等、社会資本の防災・減災対策や老朽化対策、広域交通ネットワークのリダンダンシーの確保
- ・ 特に、数十年に一度と言われるような大水害が毎年のように発生していることに鑑み、災害予防や事前復興に関する「特別枠」を設けるなど、治水対策や土砂災害対策予算の抜本的強化
- ・ 「大雨特別警報」発表時における避難等に関する発令など防災情報提供のあり方の総合的な見直し
- ・ ハザードマップ整備と周知、水位計や監視カメラの設置等ソフト対策の強化に向けた技術開発の推進、財政支援の拡充

6. 人口減少社会における地方行政体制の検討

- ・ 人口減少・少子高齢社会においても地方公共団体が、安定して、持続可能な形で、住民サービスを提供し続けるために求められる地方公共団体の連携や広域化など地方行政体制のあり方の検討の実施
- ・ 著しい人口減少により維持が困難となっている集落に対する多様な支援の推進

7. 地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金等の自由度向上

(安定的な地方創生関連予算の確保)

- ・ これまでの地方創生の取組みの成果を踏まえ、第2ラウンドに向けた地方創生推進交付金の拡充
- ・ 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充

(地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用促進)

- ・ 企業版ふるさと納税については、モラルハザードに陥ることなく活用促進を図るため、充当可能事業、地域再生計画の申請条件、寄付の受領時期等の弾力的な運用や制度のあり方について検討

(地方創生推進交付金の運用改善)

- ・ インターンシップ参加学生の旅費・宿泊費、地方創生の実現に資する個別企業への給付等についても対象経費とするとともに、交付金額の上限の目安の撤廃や、既に採択されている交付金事業の延長についても申請を認めるなど採択要件を見直すなど、より一層の自由度の向上
- ・ 不採択理由を具体的に示すなど採択基準の明確化
- ・ 間接補助事業について、年度末まで事業期間を確保することが可能となるよう事業者への支払い時期を見直すなどの運用の改善

(地方創生拠点整備交付金の運用改善)

- ・ 対象分野を限定せず、地方創生に資するもの全般を対象とするとともに、既存施設への新規設備の導入等も交付対象とすることや基金事業の対象範囲の拡大などの見直しをした上での今年度の予算措置